

	雇用継続給付				育児休業給付																														
	高齢雇用継続給付		高齢再就職給付		介護休業給付		育児休業給付																												
支給要件	高齢雇用継続基本給付金		高齢再就職給付金		介護休業給付金		育児休業給付金																												
		<p>次の①～③のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①被保険者(短期雇用特例・日雇労働を除く)に対して支給対象月に支払われた賃金額が、一定額(みなし賃金日額×30×75/100)を下ること</p> <p>②60歳に達した日または60歳に達した日以後、算定基礎期間に相当する期間(＝みなし算定対象期間)が5年以上あること</p> <p>③支給対象月に支払われた賃金額が、支給限度額(364,595円)未満であること</p>	<p>次の①～⑥のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①受給権者が60歳に達した日以後、安定した職業に就き、被保険者(短期雇用特例・日雇労働を除く)となったこと</p> <p>②受給資格に係わる離職日における算定基礎期間が5年以上あること</p> <p>③基本手当の支給を受けたことがあること</p> <p>④再就職後の支給対象月に支払われた賃金額が、一定額(賃金日額×30×75/100)を下ること</p> <p>⑤就職日の前日の基本手当の支給残日数が100日以上あること</p> <p>⑥再就職後の支給対象月に支払われた賃金額が、支給限度額(364,595円)未満であること</p>	<p>次の①・②のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①被保険者(短期雇用特例・日雇労働を除く)が、対象家族(※)を介護するための休業(介護休業)をしたこと</p> <p>②介護休業開始日前2年間に、みなし被保険者期間が通算して12ヶ月以上あること</p> <p>※対象家族とは 被保険者の配偶者・父母・子・祖父母・兄弟姉妹・孫、配偶者の父母</p>	<p>次の①・②のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①被保険者(短期雇用特例・日雇労働を除く)が、1歳に満たない子(その子が1歳に達した日以後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあっては、1歳6か月未満の子(その子が1歳6か月未満の日以後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあっては、2歳に満たない子)を養育するための休業(育児休業)をしたこと</p> <p>②育児休業開始日前2年間に、みなし被保険者期間が通算して12ヶ月以上あること(産前休業開始日等を起算点として、その日前2年間にみなし被保険者期間が通算して12ヶ月以上ある場合には要件を満たすものとされる)</p>	<p>次の①・②のいずれにも該当するときに支給される</p> <p>①被保険者(短期雇用特例・日雇労働を除く)が、その子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間(28日)以内の期間を定めて当該子を養育するための休業(当該被保険者が出生時育児休業給付金の支給を受けることを希望する旨を公共職業安定所に申し出たものに限る。以下「出生時育児休業」という)をしたこと</p> <p>②出生時育児休業開始日前2年間に、みなし被保険者期間が通算して12ヶ月以上あること</p> <p>※出生時育児休業給付金は、原則男性を対象とした給付金となる</p>																													
支給期間	<p>①60歳到達時に被保険者であった期間が5年以上であるとき → 60歳到達月～65歳到達月</p> <p>②60歳到達後に被保険者であった期間が5年に達したとき → 5年に達した月～65歳到達月</p>	<p>①支給残日数が200日以上であるとき → 2年経過日の属する月まで</p> <p>②支給残日数が100日以上200日未満であるとき → 1年経過日の属する月まで</p> <p>③就職日の翌日から2年(①のとき)又は1年(②のとき)経過日の属する月の65歳到達月までであるとき → 65歳到達月まで</p>	<p>・支給単位期間 育児休業期間(対象家族を介護するための休業を開始した日から起算して3ヶ月を経過する日までの期間に限る)を、休業開始日または各月においてのその日に相当し、かつ、休業した期間内にある日(休業開始当日)から各翌月の休業開始応答日の前日(介護休業を終了した日の属する月)にあっては、その休業を終了した日)までの各期間に区分した一の期間をいう</p>	<p>・支給単位期間 育児休業期間を、休業開始日または各月においてのその日に相当し、かつ、休業した期間内にある日(休業開始当日)から各翌月の休業開始応答日の前日(育児休業を終了した日の属する月)にあっては、その休業を終了した日)までの各期間に区分した一の期間をいう</p>	<p>・支給期間 最大28日間 出生時育児休業給付金の支給対象期間中、最大10日(10日を超える場合は就業した時間数が80時間)まで就業することが可能</p>																														
支給額	<table border="1"> <tr> <td>1支給対象月の賃金が、みなし賃</td> <td>支給対象月に支払われた賃金額</td> </tr> <tr> <td>1支給対象月の賃金が、みなし賃金日額×30×61/100以上75/100未満</td> <td>当該賃金額の割合が増増する程度に応じ、15/100から一定率の割合で減減するように省令で定める率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>1支給対象月の賃金が、みなし賃金日額×30×75/100以上</td> <td>不支給</td> </tr> </table>	1支給対象月の賃金が、みなし賃	支給対象月に支払われた賃金額	1支給対象月の賃金が、みなし賃金日額×30×61/100以上75/100未満	当該賃金額の割合が増増する程度に応じ、15/100から一定率の割合で減減するように省令で定める率を乗じて得た額	1支給対象月の賃金が、みなし賃金日額×30×75/100以上	不支給	<table border="1"> <tr> <td>1支給対象月の賃金が、基本賃金</td> <td>支給対象月に支払われた賃金額</td> </tr> <tr> <td>1支給対象月の賃金が、基本賃金日額×30×61/100以上75/100未満</td> <td>当該賃金額の割合が増増する程度に応じ、15/100から一定率の割合で減減するように省令で定める率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>1支給対象月の賃金が、基本賃金日額×30×75/100以上</td> <td>不支給</td> </tr> </table>	1支給対象月の賃金が、基本賃金	支給対象月に支払われた賃金額	1支給対象月の賃金が、基本賃金日額×30×61/100以上75/100未満	当該賃金額の割合が増増する程度に応じ、15/100から一定率の割合で減減するように省令で定める率を乗じて得た額	1支給対象月の賃金が、基本賃金日額×30×75/100以上	不支給	<table border="1"> <tr> <td>休業開始時賃金日額×支給日数</td> <td>休業開始時賃金日額×支給日数</td> </tr> <tr> <td>休業開始時賃金日額×支給日数×13/100超80/100未満</td> <td>休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →支給単位期間に支払われた賃金</td> </tr> <tr> <td>休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上</td> <td>不支給</td> </tr> </table>	休業開始時賃金日額×支給日数	休業開始時賃金日額×支給日数	休業開始時賃金日額×支給日数×13/100超80/100未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →支給単位期間に支払われた賃金	休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上	不支給	<table border="1"> <tr> <td>休業開始時賃金日額×支給日数</td> <td>休業開始時賃金日額×支給日数</td> </tr> <tr> <td>休業開始時賃金日額×支給日数×13/100超80/100未満</td> <td>休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →支給単位期間に支払われた賃金</td> </tr> <tr> <td>休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上</td> <td>不支給</td> </tr> </table>	休業開始時賃金日額×支給日数	休業開始時賃金日額×支給日数	休業開始時賃金日額×支給日数×13/100超80/100未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →支給単位期間に支払われた賃金	休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上	不支給	<table border="1"> <tr> <td>休業開始時賃金日額×支給日数</td> <td>休業開始時賃金日額×支給日数</td> </tr> <tr> <td>休業開始時賃金日額×支給日数×13/100超80/100未満</td> <td>休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →出生時育児休業期間中に支払われた賃金</td> </tr> <tr> <td>休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上</td> <td>不支給</td> </tr> </table>	休業開始時賃金日額×支給日数	休業開始時賃金日額×支給日数	休業開始時賃金日額×支給日数×13/100超80/100未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →出生時育児休業期間中に支払われた賃金	休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上	不支給
1支給対象月の賃金が、みなし賃	支給対象月に支払われた賃金額																																		
1支給対象月の賃金が、みなし賃金日額×30×61/100以上75/100未満	当該賃金額の割合が増増する程度に応じ、15/100から一定率の割合で減減するように省令で定める率を乗じて得た額																																		
1支給対象月の賃金が、みなし賃金日額×30×75/100以上	不支給																																		
1支給対象月の賃金が、基本賃金	支給対象月に支払われた賃金額																																		
1支給対象月の賃金が、基本賃金日額×30×61/100以上75/100未満	当該賃金額の割合が増増する程度に応じ、15/100から一定率の割合で減減するように省令で定める率を乗じて得た額																																		
1支給対象月の賃金が、基本賃金日額×30×75/100以上	不支給																																		
休業開始時賃金日額×支給日数	休業開始時賃金日額×支給日数																																		
休業開始時賃金日額×支給日数×13/100超80/100未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →支給単位期間に支払われた賃金																																		
休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上	不支給																																		
休業開始時賃金日額×支給日数	休業開始時賃金日額×支給日数																																		
休業開始時賃金日額×支給日数×13/100超80/100未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →支給単位期間に支払われた賃金																																		
休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上	不支給																																		
休業開始時賃金日額×支給日数	休業開始時賃金日額×支給日数																																		
休業開始時賃金日額×支給日数×13/100超80/100未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →出生時育児休業期間中に支払われた賃金																																		
休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上	不支給																																		
上限額	上記方法により算定された額+賃金額が支給限度額を超えるとき → 支給限度額から賃金額を減じて得た額が支給される	休業開始時賃金日額の上限額は、受給資格に係わる離職日において45歳以上60歳未満の者に係る賃金日額の上限額である	休業開始時賃金日額の上限額は、受給資格に係わる離職日において30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額である	休業開始時賃金日額の上限額は、受給資格に係わる離職日において30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額である																															
下限額	上記方法により算定された額が、受給資格者の賃金日額の下限額の80/100を超えないとき → 支給されない	-	-	-																															
支給申請手続	被保険者は、初めて支給を受けようとするときは、支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内に、高齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)・高齢雇用継続給付支給申請書に雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書等を添えて、事業主を経由して所轄職安所長に提出しなければならない	被保険者は、初めて支給を受けようとするときは、再就職後の支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内に、高齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)・高齢雇用継続給付支給申請書に必要書類を添えて、事業主を経由して所轄職安所長に提出しなければならない	被保険者は、支給を受けようとするときは、介護休業終了日の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月まで、介護休業給付金支給申請書に休業開始時賃金証明書等を添えて、事業主を経由して所轄職安所長に提出しなければならない	被保険者は、初めて支給を受けようとするときは、支給単位期間の初日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月まで、育児休業給付受給資格確認票(初回)・育児休業給付金支給申請書に休業開始時賃金証明書等を添えて、事業主を経由して所轄職安所長に提出しなければならない	被保険者は、支給を受けようとするときは、出生時育児休業給付金の支給に係る子の出生の日(出産予定日から子が出生した場合は出産予定日から起算して7週間を経過する日の翌日から当該日から起算して2箇月を経過する日の属する月まで)、育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書に休業開始時賃金証明書等を添えて、事業主を経由して所轄職安所長に提出しなければならない																														
ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる																																			
備考	<p>・支給対象月 被保険者が60歳に達した日の属する月から65歳に達する日の属する月までの期間内にある月であって、その月の初日から末日まで引き続いて被保険者であり、かつ、介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月をいう</p> <p>・支給対象月に、疾病・負傷・事業所の休業等の理由で職安所長が定めるものにより支払を受けることができなかった賃金があっても、その支払を受けたもののみをみなして支給額が算定される。したがってこれらの理由によって、賃金が低下しても、高齢雇用継続基本給付金は支給されない</p> <p>・みなし賃金日額 60歳に達した日(被保険者であった期間が5年に満たないときは、5年に達した日)を受給資格に係る離職の日とみなして算定した賃金日額をいう。</p> <p>・高齢年齢被保険者でも高齢雇用継続給付が支給される(65歳に達した日の属する月のみ)</p>	<p>・再就職後の支給対象月 就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して、2年(基本手当の支給残日数が200日未満の被保険者は、1年)を経過する日の属する月までの期間内にある月であって、その月の初日から末日まで引き続いて被保険者であり、かつ、介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月をいう</p> <p>・再就職したのが、60歳に達した日以後であれば、離職日は60歳に達した日の前でも後でもよい</p>	<p>・みなし被保険者期間 休業(介護休業については、同一の対象家族について2回以上の介護休業をした場合は、初回の介護休業とされる)を開始した日を被保険者でなくなった日とみなして、休業を開始した日の前日からさかのぼって1ヶ月ごとに区分し、その区分された1ヶ月の間に賃金支払基礎日数が11日以上あるもの又は賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であるものを1ヶ月のみをみなし被保険者期間として計算する。ただし、次の期間は、被保険者であった期間に含めない。</p> <p>①最後に被保険者となった日前に、受給資格、高齢年齢受給資格、特例受給資格を取得した場合、その資格に係わる離職日以前における被保険者だった期間</p> <p>②被保険者の資格取得の確認があった日の2年前の前日における被保険者だった期間 (特別対象者については、被保険者の負担すべき雇用保険料相当額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日以前における被保険者だった期間)</p>	<p>・みなし被保険者期間 出生時育児休業を開始した日を被保険者でなくなった日とみなして、育児休業給付金の場合と同様の計算方法となる</p> <p>・支給日数 同一の子について、当該被保険者がした出生時育児休業ごとに、当該出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数(その日数が28日を超えるときは、28日)</p> <p>・被保険者が出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある場合、当該被保険者が次①又は②のいずれかにか該当する出生時育児休業をしたときは、出生時育児休業給付金は支給されない</p> <p>①同一の子について、当該被保険者が3回以上の出生時育児休業をした場合における3回目以後の出生時育児休業</p> <p>②同一の子について、当該被保険者がした出生時育児休業ごとに、当該出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が28日に達した日以後の出生時育児休業</p>																															
	<p>・介護休業給付金の支給を受けたことがある被保険者が、次の①・②のいずれかに該当する介護休業をしたときは、介護休業給付金は支給されない。</p> <p>① 同一の対象家族について当該被保険者が4回以上の介護休業をした場合における4回目以後の介護休業</p> <p>② 同一の対象家族について当該被保険者がした介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が93日に達した日以後の介護休業</p> <p>・育児休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が同一の子について3回以上の育児休業をした場合における3回目以後の育児休業については、育児休業給付金は支給されない</p>																																		